

規約の改正

R5.3.13

第9回 阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会
第4回 阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水会議

規約の改正

■令和5年4月1日に予定されている組織改正に伴い、協議会・会議の規約を改正します。

〔阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約〕

現行	改正案
<p>〔中略〕</p> <p>（事務局） 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（調査課）及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部（工務課）が共同で行う。</p> <p>（雑則） 第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。</p> <p>（附則） 第11条 本規約は、令和2年5月20日から施行する。本規則の施行に伴い「阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（平成30年5月23日一部改正）」は廃止する。</p>	<p>〔中略〕</p> <p>（事務局） 第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。 2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（<u>流域治水課</u>）及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部（工務課）が共同で行う。</p> <p>（雑則） 第10条 〔変更なし〕</p> <p>（附則） 第11条 〔変更なし〕</p> <p><u>（一部改正）</u> <u>令和5年4月1日</u></p>

規約の改正

■令和5年4月1日に予定されている組織改正に伴い、協議会・会議の規約を改正します。

〔阿賀野川水系(阿賀野川)流域治水会議規約〕

現行	改正案
<p>〔中略〕</p> <p>(事務局) 第8条 流域治水会議の庶務を行うため、事務局を置くものとする。 2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所(調査課)が行う。</p> <p>(雑則) 第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、流域治水会議で定めるものとする。</p> <p>(附則) 第10条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。</p> <p>(一部改正) 令和3年3月17日</p> <p>(一部改正) 令和4年3月16日</p>	<p>〔中略〕</p> <p>(事務局) 第8条 流域治水会議の庶務を行うため、事務局を置くものとする。 2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所(流域治水課)が行う。</p> <p>(雑則) 第9条 〔変更なし〕</p> <p>(附則) 第10条 〔変更なし〕</p> <p>(一部改正) 令和3年3月17日</p> <p>(一部改正) 令和4年3月16日</p> <p><u>(一部改正)</u> <u>令和5年4月1日</u></p>

各規約改正案

阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約（改正案）

（設置）

第1条 水防法（昭和24年法律第193号）第15条の9に基づく大規模氾濫減災協議会として、「阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 協議会では、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、河川管理者、県、市町村等が連携して、阿賀野川流域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

（協議会の対象河川）

第3条 協議会は、阿賀野川、早出川、その他新井郷川圏域、阿賀野川圏域、阿賀野川圏域における指定区間内の一級河川を対象とする。

（協議会の構成）

第4条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

（幹事会の構成）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

（協議会の実施事項）

第6条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の共同点検等を実施し、状況の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所(流域治水課)及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部(工務課)が共同で行う。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、令和2年5月20日から施行する。本規則の施行に伴い「阿賀野川大規模氾濫に関する減災対策協議会規約(平成30年5月23日一部改正)」は廃止する。

(一部改正)

令和5年4月1日

別表－1

機 関 名	代 表 者
新 潟 市	市 長
五 泉 市	市 長
阿 賀 野 市	市 長
新 発 田 市	市 長
阿 賀 町	町 長
東北電力（株）会津若松支社	支 社 長
新潟県 新潟地域振興局 地域整備部	部 長
" 新発田地域振興局 地域整備部	部 長
" 新潟地域振興局 新津地域整備部	部 長
" 新潟地域振興局 津川地区振興事務所	所 長
新潟地方气象台	台 長
北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	所 長
<オブザーバー>	
東日本旅客鉄道（株）新潟支社	
北陸地方整備局 河川部	

別表－2

所 属	幹 事 名
新 潟 市	危 機 対 策 課 長
五 泉 市	総 務 課 長
阿 賀 野 市	危 機 管 理 課 長
新 発 田 市	地 域 安 全 課 長
阿 賀 町	総 務 課 長
東北電力（株）会津若松支社	会津ダム管理センター課長
新潟県 新潟地域振興局 地域整備部	治 水 課 長
" 新発田地域振興局 地域整備部	治 水 課 長
" 新潟地域振興局 新津地域整備部	工 務 課 長
" 新潟地域振興局 津川地区振興事務所	土 木 整 備 課 長
新潟地方气象台	防 災 管 理 官
北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所	副 所 長 （ 技 ）
<オブザーバー>	
北陸地方整備局 河川部	

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議 規約（改正案）

（設置）

第1条 阿賀野川水系に係る新潟県内における阿賀野川（以下、「阿賀野川」という。）の流域治水対策を推進するものとして、「阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議」（以下、「流域治水会議」という。）を設置する。

（目的）

第2条 流域治水会議は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、阿賀野川において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策（以下、「流域治水」という。）を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

（流域治水会議の構成）

第3条 流域治水会議は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 流域治水会議の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、流域治水会議構成員の同意を得て、必要に応じて別表1にある者以外の者の参加を流域治水会議に求めることができる。

（幹事会の構成）

第4条 流域治水会議に幹事会を置くものとする。

2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、流域治水会議の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域治水に係る対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について流域治水会議に報告する。

5 事務局は、第2項による者のほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

（流域治水会議の実施事項）

第5条 流域治水会議は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 阿賀野川で行う流域治水の全体像を共有・検討。

二 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。

四 その他、流域治水に関して必要な事項。

（流域治水会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開するものとする。ただし、審議内容によっては、幹事会に諮り、非公表とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開したものとみなす。

(流域治水会議資料等の公表)

第7条 流域治水会議に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

2 流域治水会議の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 流域治水会議の庶務を行うため、事務局を置くものとする。

2 事務局は、北陸地方整備局阿賀野川河川事務所（流域治水課）が行う。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、流域治水会議の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、流域治水会議で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和2年9月17日から施行する。

(一部改正)

令和3年3月17日

(一部改正)

令和4年3月16日

(一部改正)

令和5年4月 1日

別表 1

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議 名簿

新潟市長

五泉市長

阿賀野市長

新発田市長

阿賀町長

東北電力株式会社 会津若松支社長

新潟県新潟地域振興局 地域整備部長

新潟県新潟地域振興局 農林振興部長

新潟県新潟地域振興局 新津地域整備部長

新潟県新潟地域振興局 津川地区振興事務所長

新潟県新発田地域振興局 地域整備部長

新潟県新発田地域振興局 農村整備部長

気象庁 新潟地方気象台長

農林水産省北陸農政局 地方参事官

林野庁関東森林管理局 下越森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 新潟水源林整備事務所長

国土交通省北陸地方整備局 阿賀野川河川事務所長

<オブザーバー>

東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社

別表2

阿賀野川水系（阿賀野川）流域治水会議 幹事会名簿

新潟市	危機対策課長	
五泉市	総務課長、都市整備課長	
阿賀野市	危機管理課長、建設課長、農林課長、上下水道局長	
新発田市	地域安全課長、地域整備課長	
阿賀町	総務課長、建設課長	
東北電力（株）会津若松支社	会津ダム管理センター課長	
新潟県 新潟地域振興局	地域整備部 治水課長	
	農林振興部 農村計画課長	
	農林振興部 林業振興課長	
	農林振興部 森林施設課長	
	新津地域整備部 工務課長	
	津川地区振興事務所 土木整備課長	
	津川地区振興事務所 林業振興課長	
	津川地区振興事務所 森林施設課長	
新潟県 新発田地域振興局	地域整備部 計画調整課長	
	農村整備部 農村計画課長	
気象庁 新潟地方气象台	防災管理官	
農林水産省 北陸農政局	農村振興部 洪水調節機能強化対策官	
林野庁 関東森林管理局	下越森林管理署 総括治山技術官	
(研) 森林研究・整備機構 森林整備センター	新潟水源林整備事務所 主幹	
国土交通省 北陸地方整備局	阿賀野川河川事務所 副所長（技）	

<オブザーバー>

東日本旅客鉄道（株）新潟支社